本論文は、非相続人が近世社会の中でどのように存在していたのか解明したいという問題関心の下、非相続人(二男三男)が家・社会の中で果たした役割を、家相続・他国稼ぎの二側面との関わりから明らかにする。本論文は三部7章からなっている。

第一部では、二男三男が家相続に果たした役割に注目した。 第一章では、近世後期農村の 小農層の「家」意識を、改名慣行と結婚の分析を通して明らか

にした。越後国の一部地域には、結婚と同時に改名する慣行が見られた。この慣行は、既婚者 を未婚者とは区別し、相続予定者として公認する意味を持っていた。その背景には、家の存続 を重視する意識があり、それゆえに跡継をもうけるための第一歩である結婚が重要視された。

第二章では、小農の「家」存続における二男三男の役割を①家督継承戦略上②家経営維持のための他国稼ぎという二側面から明らかにした。二男三男は他の兄弟姉妹よりも未婚のまま家に残る確立が高いことから、予備の相続候補者として位置づけられ、「家」の存続のために未婚のまま意図的に家に残されていたと考えられる。このような二男三男は他国稼ぎの担い手でもあった。小農層にも「家」意識が広範に成立する中で、「家」の存続を確保するために未婚の二男三男を意図的に家に残すという家督継承戦略が、他国稼ぎの隆盛と密接な関わりを持ちながら成立していったのではないだろうか。 第三章では、豪農経営における家族役割を取り上げた。美作国豪農有元家の中で、分家しな

いまま嫁取婚し「当主の弟」として同居しつづけた人物 (二男三男) に注目。当主に対し、土地・家産に関わる意見を積極的に述べるなど、同家内で当主に次ぐ発言力を持っていたことを明らかにした。

第二部以下では、近世後期の他国稼ぎを取り上げた。他国稼ぎや労働移動に関する研究には、史料的な制約から他国稼ぎ・労働移動の具体像が明らかになっていないという問題点がある。例えば杜氏集団については、民俗学や聞き書きなどを通してその存在が知られてはいるものの、傍証となる文字史料が残りにくいため、歴史的に遡って彼らの存在形態を明らかにすることが出来ていない。そこで第二部と第三部では、越後と関東とを繋ぐ経済構造そのものに注目することで、上記の問題関心に迫ろうとした。酒造を通した経済的な結び付きが、単に庶民の労働移動だけにとどまるものではなく、地域の有力者(豪農)の家経営や地域経済のあり方そのものと深く関係していたことを明らかにし得たと考えている。

第四章と第五章では、これまでほとんど注目されてこなかった、「起業家」としての他国稼ぎ(関東での酒造経営=酒造出店)に注目している。まず第四章で、越後国出身者が関東で酒造店を経営する「酒造出店」の存在形態を明らかにした。①関東での酒造出店経営は、天保期には村に公認されうる他国稼ぎとして定着し、村落上層の家の再生産と深い繋がりを持っていた。②国元の「百姓」が、家業の一つとして酒造出店を経営することもあった。③経営資金の調達や質地・金融、小農経営を支えた他国稼ぎ(越後杜氏・酒造奉公人)の雇用先としてなど、国元の地域経済と様々な形で結び付きながら展開していた。このように、関東での酒造経営、国元(越後)での土地経営という二側面を持つ酒造経営のあり方が明らかになった。

第五章では、越後国高田藩領で他国稼ぎ(杜氏・酒造奉公)保護の融通講として発起した「松 尾講」の立案過程を分析。この分析を通して、近世後期の高田藩領では、関東での酒造業経営 (酒造出店)もまた他国稼ぎの一種として認識され、「余業開物」的な稼ぎ=高田藩領にとって 「国益」となる稼ぎという位置づけで捉えられていたことが明らかになった。 第三部では、 第二部で注目した酒造出店経営者について、他国稼ぎ商人として関東農村で定

着していく過程に注目した。越後国出身者が関東農村酒造業に参入する経緯を、酒造株を持つ 関東農村豪農との関係に焦点を当てて明らかにするというのが、第三部を貫く課題である。越 後国出身者は、他国稼ぎ先である関東農村の豪農から酒造蔵・株・諸道具を含む経営権一式を 借り受け、関東農村で酒造経営を始めた。これが第二部で注目した「酒造出店」に相当する。

第六章では、寛政~文化期に武蔵国入間郡の事例を取り上げた。当時、武蔵国入間郡あたりには酒造部門(酒造蔵・株・経営権一式)を貸し出したいと願う酒造株主と、酒造経営への新規参入を目論む者との間で酒造部門の貸し借りが行われていた。地元地域(入間郡周辺)の豪農の中に酒造経営への新規参入を目論む者がいる一方で、越後国出身者など他国者の中にもまた、同様の動きを見せる者がいたのである。ところが、寛政期の同地域では、越後者が直接酒造蔵・株等の借り主となることが出来なかった。このため、酒造経営を目論む越後国出身者たちは、予てより懇意にしていた地元地域の豪農に仲介を頼むことで、酒造蔵・株等の経営権を手に入れることが出来たのである。第七章では、文政期以降の上野国の事例を取り上げた。

ここでも、第六章の場合と同様に、

酒造蔵・株を持つ豪農が酒造部門を貸し出すという状況が広がっており、貸し出し相手の中に は越後国出身者や近江商人など他国稼ぎ人が含まれていた。彼らが関東農村に定着し得た背景 には、近世後期以降の関東農村には他国者が酒造経営を行える素地があるというこの地域の経 済状況があった。また、越後国出身の他国稼ぎ商人たちは、酒造株の持ち主である関東農村豪 農と密接な関係を保ちつつ、(江戸のような大規模消費地向けではなく)地域需要を満たすよう な経営を行う中で経済力と社会的信用を獲得し、関東農村に定着していった。 第三部で取り上げたのは、いずれも関東農村での酒造経営を経て、関東農村の「百姓」になっていった事例である。他方で、第二部で注目したような、関東農村での酒造経営を続けながら越後国の「百姓」として存続し続けた事例があったことも注記しておきたい。